

令和2年度 松山市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施方針

[基本方針]

社会福祉法人及び社会福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）に対する指導監査については、関係法令、通知に基づき、法人及び施設の自主性を十分に尊重しつつ、福祉サービス等の提供が適正に行われていることの確認のために実施する。

なお、施設に対する一般指導監査は以下のとおり実施する。

①保育所及び養護老人ホーム

すべての施設について年1回実地調査により実施する。

②老人福祉施設（養護老人ホームを除く）

適正な運営が概ね確保されていると認められる施設については、3年に2回実地調査を行うものとする。

③障害者支援施設及び保護施設

適正な運営が概ね確保されていると認められる施設については、2年に1回実地調査を行うものとする。

ただし、設立後概ね3年を経過しない法人及び当該法人が設置する施設については、法人監査及び施設監査を年1回実地調査により実施する。

[重点事項]

① 適正な法人運営（社会福祉法人のみ）

- ・法人の理事長や施設長などの幹部役職員は、社会福祉法人の公益性について再認識するとともに、役員や評議員の適切な選任、理事会や評議員会における要議決事項の審議、正確・詳細な議事録の作成、さらには監事監査機能の充実を図るなど、経営組織のガバナンスが十分に果たされているか。
- ・現況報告書及び計算書類等、法令に定める事項について、インターネットを利用して公表する等、事業運営の透明性は確保されているか。
- ・役員報酬等の支給基準の作成・公表、適正な役員報酬等の支給など、適正かつ公正な支出管理が確保されているか。
- ・地域における公益的な取り組みの実施に努めているか。
- ・社会福祉充実残額がある場合は、社会福祉充実計画を策定し、計画に沿って事業を行っているか。

②会計処理の適正化等

（公認会計士等の会計に係る外部会計監査で、設置者が軽微とは認められない指摘を受けていない認定こども園は除く）

- ・各会計処理に関する基準や経理規程に基づいた計算書類、財務諸表及び各附属明細書を正確に作成し、日々の経理事務から決算処理に至るまで、一貫した会計方針のもとで会計処理が行われているか。

- ・運営費や各種報酬などについて、関係法令・通知に基づいた適正な資金運用がされているか。
- ・安定的な事業の継続性の確保及び経営基盤の強化を図っているか。

③労働法規の遵守の徹底

- ・賃金や各種手当の支給、労働時間の管理、有給休暇の付与など労働基準法をはじめとする各労働法規は遵守されているか。

④人材の育成と定着化

- ・適正な給与水準の確保や有給休暇の取得率の向上など労働条件の改善に努めるとともに、研修の機会を付与するなど職員の資質向上が図られているか。
- ・職員の定着化に向けた取り組みが実施されているか。

⑤入所者（入居者・利用者）預り金管理の適正化

- ・保管責任者及び補助者を選定し、職務分担を明確化するとともに、同一人による事務処理のみで入出金が行われることのないよう常に複数の者で確認を行い、内部けん制体制を確立しているか。施設長や監事による定期的な帳簿検査の実施など、チェック機能が有効に働いているか。

⑥人権侵害の発生防止及びその対策

- ・身体拘束、虐待の防止を図るための対策や体制の整備、苦情解決のための仕組みの周知徹底及び公表を行っているか。

⑦防災・防犯及び感染防止対策の充実強化

- ・必要な設備の整備及び物資の確保がなされているか。
- ・非常時の際の連絡・避難体制及び地域や関係機関・団体との協力体制の確保が行われているか。
- ・実効性の高い非常災害対策計画等を策定するとともに、その内容を職員間で十分共有しているか。
- ・感染防止に向けた取組を徹底し、日頃から感染防止に向けた取組が行われているか。

※保育所は、上記項目に加え、下記の内容も重点項目とする。

⑧適切な教育・保育の提供と支援の確保

- ・全体的な計画を作成するとともに、指導計画に基づいて教育・保育が提供されているか。
- ・提供する教育・保育の質の評価をみずから行っているか。
- ・日常の安全管理、重大事故の発生しやすい場面での事故防止の取り組みや危機管理はできているか。
- ・給食の献立は変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量が確保され、身体的状況及び嗜好が考慮されているか。